

サ・1・4（有効・保存期間：令和12年12月末）

一般（運免・地）第93号
令和7年3月18日

関係所属長 殿

山形県警察本部長

申請による運転免許の取消し等の事務取扱要領の改正について（通達）

マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、別添のとおり「申請による運転免許取消し等の事務取扱要領」を改正し令和7年3月24日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「申請による運転免許の取消し等の事務処理要領の制定について（通達）（令和5年12月4日付け一般（運免・地）第208号）」は、令和7年3月23日限り無効とする。

（担当）運転免許課運転免許係

課長補佐（運転免許担当）

地域課企画係

別添

申請による運転免許取消し等事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の4の規定による、申請による運転免許の取消し及び第105条の2の規定による、運転経歴証明書の交付及び運転経歴情報の記録に関する事務を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 申請による運転免許取消し事務

1 申請による運転免許取消しの取扱い

申請による運転免許取消し（以下「申請取消し」という。）とは、現に受けている免許を、本人の申請により取り消すことであり、取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 現に受けている全ての免許を取り消す場合（以下「全部取消し」という。）
- (2) 複数の免許を受けている者が、申請で一部の免許を取り消し、他の種類の免許を継続して受ける場合（以下「一部取消し」という。）
- (3) 取消しに係る免許の下位免許を受けたいと申し出た場合（以下「申出免許」という。）

2 取消しを行わない場合

下記に該当する場合は申請取消しは行わないこととする。

- (1) 現有免許の下位免許のみの取消しを申請する場合
- (2) 免許の取消基準等に該当している場合
- (3) 免許の効力が停止されている又は停止処分の基準に該当している場合
- (4) 基準該当初心運転者又は再試験に該当している場合

3 申請取消し事務取扱窓口

- (1) 山形県総合交通安全センター
- (2) 申請者の住所地を管轄する警察署

山形、上山、天童、寒河江、村山の各警察署は全部取消しのみ受理可

- (3) 申請者の住所地を管轄する警察署管内の交番・駐在所

ア 免許情報記録個人番号カードを有しておらず運転免許証を紛失していない者の、全部取消しのみ受理可

イ 代理人による申請は受理不可

- (4) 訪問による申請取消し

免許情報記録個人番号カードを有しておらず運転免許証を紛失していない者が上記取扱窓口に来所するのが困難で、希望する場合は、訪問による申請取消しを行うものとする。

第3 運転経歴証明書交付事務等

1 運転経歴証明書交付事務

- (1) 運転経歴証明書の交付申請は、申請取消し（全部取消しに限る。）を受けた日又は運転免許が失効した日から5年以内に申請することができる。
- (2) 運転経歴証明書交付事務取扱窓口

ア 山形県総合交通安全センター

イ 申請者の住所地を管轄する警察署

ウ 申請者の住所地を管轄する警察署管内の交番・駐在所

(ア) 全部取消しと同時の場合のみ受理可

(イ) 代理人による申請は受理不可

(ウ) 運転免許が失効した者の申請は受理不可

2 運転経歴情報記録事務

- (1) 個人番号カードへの運転経歴情報の記録は、申請取消し（全部取消しに限る。）を受けた日又は運転免許が失効した日から5年以内に申請することができる。

ただし、運転経歴情報の記録は個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（区分部分）に電磁的方法により記録して行うため、個人番号カードの効力を失っている、個人番号カードの区分部分における空き領域が不足している、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に異常がある等、運転経歴情報を記録できない事情がある場合は申請できない。

- (2) 運転経歴情報記録事務取扱窓口

ア 山形県総合交通安全センター

イ 申請者の住所地を管轄する警察署

3 運転経歴証明書再交付事務

- (1) 運転経歴証明書の交付を受けた者が、当該運転経歴証明書を亡失、滅失、汚損、破損あるいは記載事項の変更届出をし、又は記載変更に係る記載を受けている場合並びに写真の変更を希望する場合は、運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

- (2) 運転経歴証明書再交付事務取扱窓口

ア 山形県総合交通安全センター

イ 申請者の住所地を管轄する警察署

4 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カード記載事項変更事務

- (1) 運転経歴証明書に記載されている住所、氏名又は生年月日を変更した者は、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- (2) 運転経歴証明書の記載事項変更届出をする者であって、運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有するものは、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報個人番号カードを提示しなければならない。
- (3) 運転経歴情報記録個人番号カードのみを有し、住所、氏名又は生年月日を変更した者は、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。この場合、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報個人番号カードを提示しなければならない。

ただし、国家公安委員会に対し、住所変更ワンストップサービス等の利用申請を行っているときは、住所、氏名又は生年月日の変更についての届出をすることを要しない。

(4) 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カード記載事項変更事務取扱窓口

ア 山形県総合交通安全センター

イ 新しい住所地を管轄する警察署

5 運転経歴証明書の返納

(1) 運転経歴証明書を受けた者は、次に該当することとなった場合、速やかに住所地を管轄する公安委員会に運転経歴証明書を返納しなければならない。

ア 免許を受けたとき

イ 運転経歴証明書の再交付を受けた後において、亡失した運転経歴証明書を発見し、又は回復したとき

(2) 運転経歴証明書を有する者が、個人番号カードへ運転経歴情報の記録を受けようとするときは、住所地を管轄する公安委員会に運転経歴証明書を返納することができる。

(3) 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、住所地を管轄する公安委員会に運転経歴証明書を返納することができる。

(4) 運転経歴証明書の返納事務取扱窓口

ア 山形県総合交通安全センター

イ 届出者の住所地を管轄する警察署

6 運転経歴情報の抹消

(1) 運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。

ただし、既に住所地市町村長に個人番号カードを返納した場合は、この限りではない。

(2) 運転経歴情報の記録を受けた者は、いつでも、住所地を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けることができる。

(3) 運転経歴情報の抹消事務取扱窓口

ア 山形県総合交通安全センター

イ 届出者の住所地を管轄する警察署

第4 その他

この要領に定めるもののほか、本業務の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。